

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その61)

在職老齢年金について

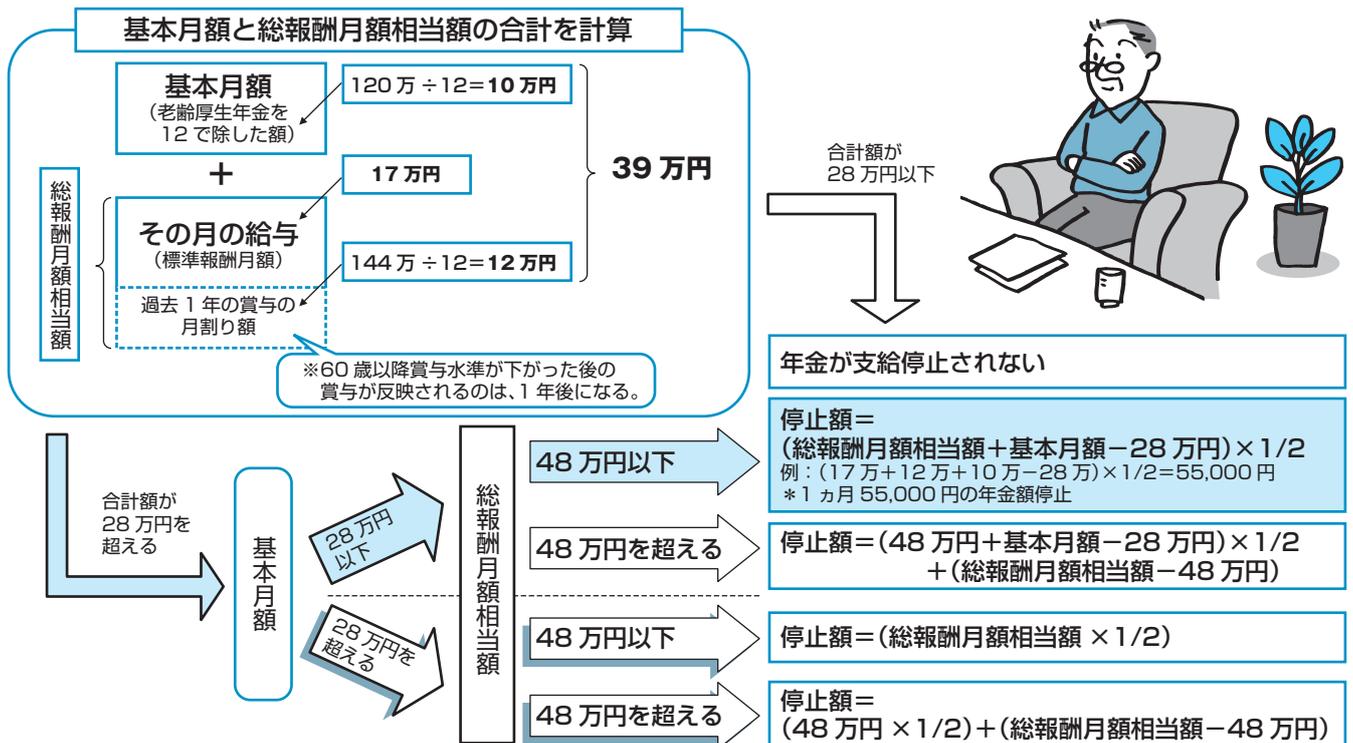
Q

私はもうすぐ定年を迎えますが、定年後も引き続き会社に勤める予定です。
在職すると国の年金が停止されると聞きましたが、どのようなしくみで、いくぐらい停止されるのでしょうか？
60歳以降の標準報酬月額額は17万円を予定しています。直近1年の賞与合計は144万円。年金額は年額120万円です。

A

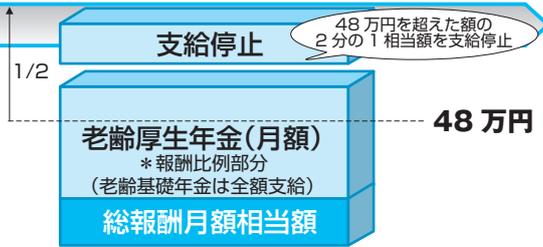
60歳以降、在職（厚生年金保険に加入）する場合、基本月額と総報酬月額相当額に基づいて年金の一部または全部が停止されます。（下記図を参照）
平成17年4月より、それまで給与が少なくても一律2割停止されていたのが廃止されましたので、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円に達するまでは、年金が支給停止されないことになりました。
なお、平成19年4月からは、70歳以上の在職者についても年金が支給停止の対象となります。（ただし厚生年金保険料の負担はありません）
あなたの場合、下図の計算式により、国の年金は月55,000円支給停止されます。
※企業年金は、在職中でも全額支給されます。

60歳代前半の在職老齢年金（60～64歳）



60歳代後半の在職老齢年金（65～69歳）

- 老齢基礎年金は全額支給されます。
- 総報酬月額相当額と年金月額合計が48万円を超えた場合は、超えた額の2分の1に相当する額の老齢厚生年金を支給停止します。
- 支給停止額が報酬比例部分の額を超えるときは、報酬比例部分と加給年金額が支給停止されます。



平成19年4月から70歳以上の在職者へも在職老齢年金が適用されます

平成19年4月からは70歳以上（昭和12年4月2日以後生まれの方に適用）の在職者について60歳後半の在職老齢年金制度を適用することになりました。ただし、在職中であっても厚生年金保険料の負担はありません。

*今後とりあげてほしいご質問等がございましたら、shakaihoken_well@staff.toyobo.co.jpまでメールしてください。